

# 当区域における船舶通航状況等について

## 1. 当区域における船舶通航状況

- 当区域における1年間の船舶通航量は別添のとおり。
- 新潟海上保安部では、当区域における船舶の錨泊状況を把握していない。

## 2. 船舶航行の安全対策

- 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（洋上風力発電施設検討委員会）」において、昼夜や気象などの環境条件に関わらず、洋上風力発電設備等を常に捕捉・識別性を維持するため、以下の措置をとることが望ましいとされている。
  - 1) 設備の視認性を高めるための塗色の採用
  - 2) 夜間や視界制限状態における視認のための灯火の設置
  - 3) 洋上風力発電設備を多数配置する場合、個別の設備を特定できる標識板の設置
- 現段階では、洋上風力発電設備の設置予定箇所が不明であるため、選定事業者の決定後において、関係者と協議をする場を設ける必要がある。
- 協議会意見とりまとめにおいて、以下のとおり記載してはどうか。  
「選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。」